



# 竹田保育園入園のしおり



## 事業概要

### 保育の対象

保護者が、労働又は疾病等の理由により保育できない生後 57 日目から就学前の乳児・児童

### 保育時間

【保育標準時間認定】 7時15分～18時30分

【保育短時間認定】 8時15分～16時15分

【土曜日利用】 7時15分から11時30分

(18時30分まで)は勤務の方のみお預かりします。

緊急時にご相談ください。

給食がないので弁当が必要です。

### 【延長保育】

延長保育料は1回の利用につき下記の金額がかかります。

7:15		18:30	
保育標準時間	通常保育時間		
保育短時間	200円	通常保育時間	400円
7:15	8:15	16:15	18:30

### 給食

- ・3歳以上児は、副食給食週5日実施。おやつは毎日実施。
- ・3歳未満児は、完全給食週5日実施。おやつは毎日実施。
- ・アレルギー対応を行っています。

※ 3歳以上児は、副食（おかず、おやつ代）に係る費用として月4,500円を徴収します。

ただし、国制度による免除対象者（低所得世帯等）を除きます。

### ひるね

- ・全園児が実施（ただし、年長児は4月～1月）。

### 月の行事

- ・身体測定、避難訓練、誕生会、たけだめぐり、食育・木育活動、交通安全指導、伝承行事、地域とのふれあい保育、小学校・他園との交流、親子のふれあい保育を実施。

### 通園

- ・登降園は、保護者の送り迎えが原則です。園の玄関まで責任をもってお願いします。欠席や遅れる場合は9時までに連絡してください。
- ・また、降園時間は必ず守り、通常保育時間内にお迎えをお願いします。通常保育時間を過ぎると延長保育料がかかります。

### 家庭との連絡

- ・連絡ノート、家庭訪問、園便り、組便り、懇談会、電話等で行います。
- ・連絡ノート、各便り、家庭通信は必ず目を通してください。なお、連絡ノートに記入がありましたら、“見たしるし”をしてください。

- ・園に要望等がありましたら、遠慮なくお申し出ください。

#### 服 装

- ・服装は、年齢に応じてなるべく動きやすく 1人で着脱できるものにしてください。

#### 持ち物

- ・すべての持ち物に名前を書いてください。
- ・不用な物（おもちゃ、キーホルダー、シール、お菓子等）は園に持ってこないようにしてください。

#### ひるね布団について

- ・布団持ち帰りの日は園から連絡します。
- ・カバーの洗濯と布団の日光消毒をしてください。

#### 退 園

- ・都合により退園する場合は、早めに申し出てください。また、病気等長期欠席される場合は必ず連絡してください。

#### 病気について

- ・集団生活のため、病気が治ってからの登園にしてください。
- ・インフルエンザにかかれた場合は必要事項を明記した登園許可願を、その他の感染症にかかれた場合は医師の許可を得た上で必要事項を明記した登園届を持ってきてください（用紙はそれぞれ園にあります。）。
- ・園で発病した場合、保護者に連絡し、迎えをお願いすることもあります。
- ・事故（けが等）の場合は保護者と連絡を取り合い、園から病院へ行き治療を受けます。治療費については後日「災害共済給付保険」から支払いしますが、基準以下の場合は個人負担をお願いすることとなります。

#### 園での投薬について

- ・園で投薬が必要な場合、「投薬依頼書」を提出してください（園に置いてあります。）。  
※薬は医師の指示によるものに限り、売薬はお受けできません。  
※医師の指示による薬であることが確認できるもの（薬の説明書、お薬手帳など。写しも可。）を、投薬依頼書とあわせてご提出または職員にご提示ください。
- ・薬は、1回分を薬袋または医師の指示ラベルのついたビンに入れてください。
- ・「与薬依頼書」は投薬を依頼する日ごとに、薬と一緒に職員に手渡してください。

#### 苦情解決第三者委員制度について

- ・第三者委員とは、保育サービス利用者と園の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

#### 個人情報について

- ・園便り・町報などに写真を掲載させていただくことがありますので、掲載の可否の確認をさせていただきます。

★苦情解決第三者委員制度については別紙をご覧ください。

★新型コロナウイルス感染症の拡大により行事等を変更・中止させていただく場合があります。

